

第二百二号議案

東京都市計画事業亀戸・大島・小松川第四地区第二種市街地再開発事業施行規程の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和六年九月十八日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都市計画事業亀戸・大島・小松川第四地区第二種市街地再開発事業施行規程の一部を改正する条例  
東京都市計画事業亀戸・大島・小松川第四地区第二種市街地再開発事業施行規程（昭和六十年東京都条例第五十五号）の  
一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この条例は、令和七年六月一日から施行する。

（提案理由）

刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行に伴い、規定を整備する必要がある。

第二百二号議案

東京都市計画事業亀戸・大島・小松川第四地区第二種市街地再開発事業施行規程の一部を改正する条例